

振興基準の改正について

2025年7月
中小企業庁

(前提) 改正前・下請中小企業振興法の概要

1. 趣旨・目的

※下請中小企業振興法(1970年制定)。

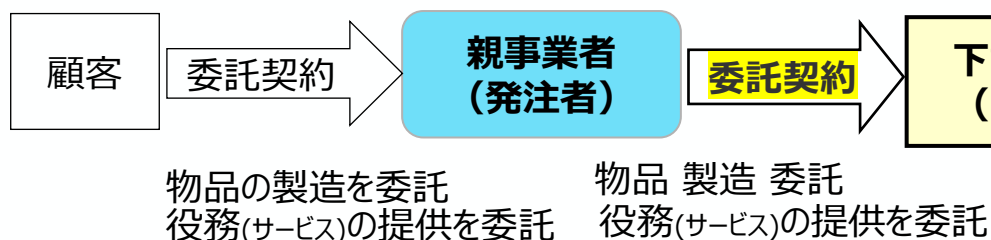
経済産業省が制度改正担当。執行は経産省+各事業所管省庁

- 下請関係を改善し、下請中小企業の振興を図るための法律。

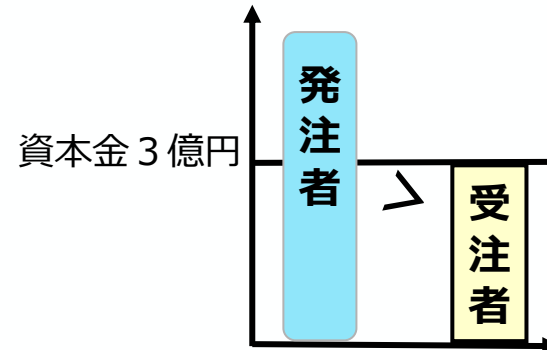
2. 適用対象

- (1) + (2)を満たす親事業者・下請事業者が適用対象。

(1) 委託契約類型 (下請法と同様)



(2) 資本金 (下請法より広い)



3. 具体的な措置

- ① 経済産業大臣が「振興基準」※を定める。

※下請事業者と親事業者のよるべき基準。振興基準に基づき、業界団体は自主行動計画を策定（30業種・79団体）

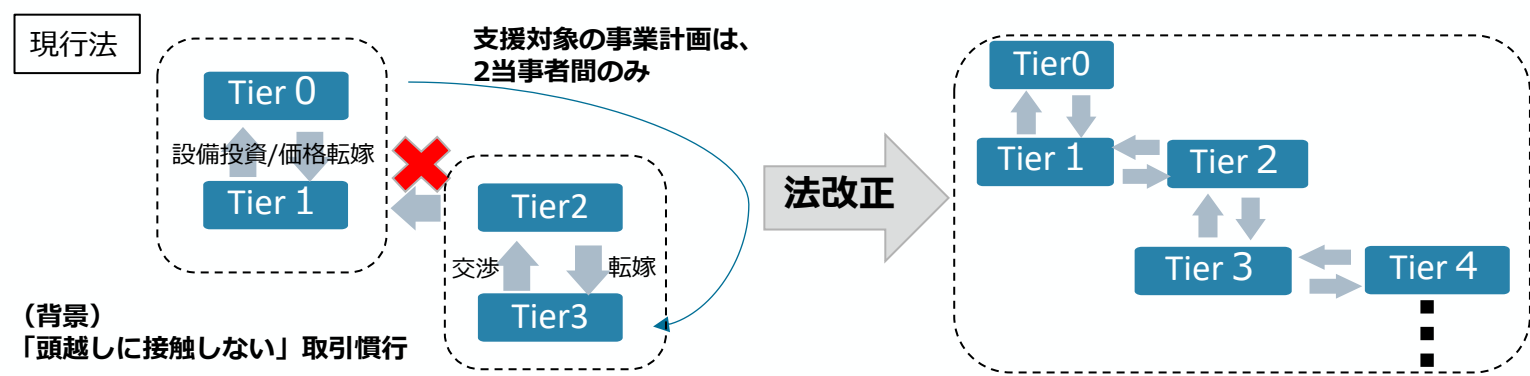
（例：『労務費転嫁指針』に沿って十分に協議を行う」、「原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す」等）

- ② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言。
- ③ 調査、公表（例：価格交渉・転嫁の状況の「企業リスト」（延べ985者）を、社名入りで公表）
- ④ 下請企業と親企業が協力して作成する「振興事業計画」について、金融支援。

(前提) 改正下請中小企業振興法（新・受託中小企業振興法） のポイント （2025年5月16日成立、2026年1月1日施行）

1. 多段階の事業者が連携した取組への支援

直接の取引先との関係のみならず、**サプライチェーン全体の取引適正化**等の取組を促すため、**複数の取引段階にある事業者による振興事業計画を支援対象**に追加。

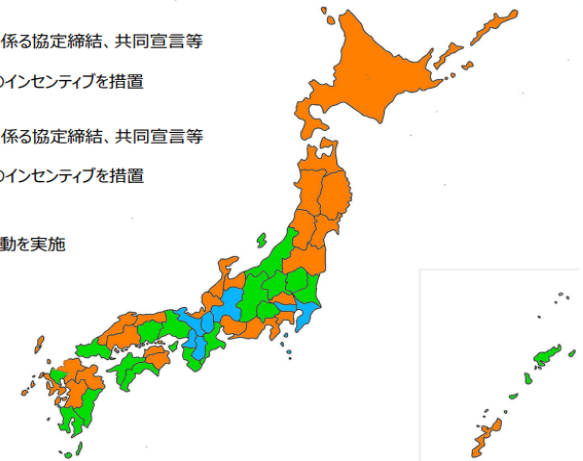


※パートナーシップ構築宣言普及に向けた各都道府県の実取
「第5回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（令和5年12月）」 経産省提出資料

2. 国及び地方公共団体の責務、連携強化

全国津々浦々の価格転嫁を推進するため、
「**地方公共団体は、受託中小企業の振興に必要な施策の推進等に努める**」「**国・地方公共団体等が密接な連携の確保に努める**」旨を規定。

- ・経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等
かつ
・宣言企業への補助金加算等のインセンティブを措置
- ・経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等
または
・宣言企業への補助金加算等のインセンティブを措置
- ・セミナー等による宣言の周知活動を実施



新・受託中小企業振興法のポイント②

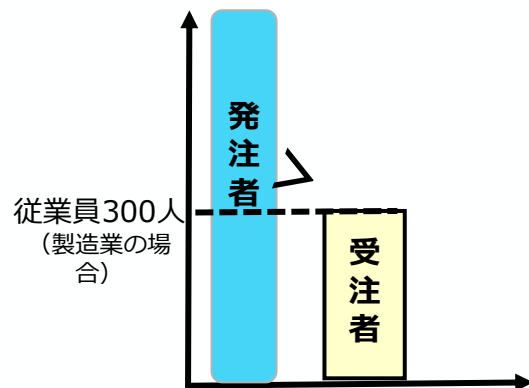
3. 主務大臣の権限強化「勧奨」

主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、**より具体的措置を示して、その実施を促す（「勧奨」する）**ことができる旨を規定。

4. 適用対象の追加

発荷主-運送の取引（下請法と同様）、従業員の大小関係がある親事業者（下請法より広い）を追加。

（参考）従業員基準のイメージ



- ・ 受注者は、従業員が**300人以下（製造業）**
 - ・ **発注者**は、従業員が受注者より**（1人でも）大きな企業**
- = 資本金基準とあいまって、ほぼ全ての（中小企業に対する）取引を対象化。

5. 「下請」という用語の改正

「下請」等が含まれる用語を、**時代の情勢変化に沿った用語に改正。**

（前提②）改正下請法（新・中小受託取引適正化法）のポイント

1. 規制の見直し

1. **協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）**
代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止
2. **手形払等の禁止**
対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止
3. **運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）**
対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加
4. **従業員基準の追加（適用基準の追加）**
従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設
5. **面的執行の強化**
事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

<その他>

- 1 製造委託の対象物品として、金型以外の型等（木型、治具など専ら物品の製造に用いる物品）を追加
- 2 書面等の交付義務において、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容
- 3 遅延利息の対象に、代金を減じた場合（減額）を追加
- 4 既に違反行為が行われていない場合でも再発防止策等を勧告できるようにする等の規定を整備

2. 「下請」等の用語の見直し

- ・ 題名について、以下のとおり改める。
「下請代金支払遅延等防止法」⇒「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」
- ・ 用語について、以下のとおり改める。
「下請事業者」⇒「中小受託事業者」、「親事業者」⇒「委託事業者」等

振興基準の改正趣旨

- 「振興基準」は、振興法に基づき経済産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者が「**よるべき一般的な基準**」。

※発注者は「振興基準を遵守する」旨が、各業界（79団体）の取引適正化 自主行動計画や、発注者が署名・公表するパートナーシップ構築宣言（約7万者）に盛り込まれ、受注者は、価格交渉において活用しうるもの。

- 今般の振興法・下請法の改正を受けて、「振興基準」についても、
 - ・ **サプライチェーン全体での取引適正化を目指す**趣旨を盛り込み、
 - ・ 取引実態を踏まえて、**中小企業の利益保護**を進め、
 - ・ 受託中小企業にとって**活用しやすいものとする**

との方針の下、以下の内容の改正を行う。

1. 「振興基準」の趣旨・理念の前文への明記
2. 中小受託事業者の利益保護に繋がるよう、「中小受託取引適正化法」の改正内容の反映や、取引における留意事項の追記
3. 振興事業計画の活用促進
4. 振興基準を活用しやすく整理（例：「交渉」に関する規定の集約など）
5. 「下請」等用語の改正

振興基準の改正内容

1. 振興基準の趣旨・理念の明記

前文で、委託事業者・中小受託事業者**双方が適正な利益**を得て、直接の取引先から**更に先の取引先も含めた**事業者間の協力や、サプライチェーンの**深い層を含む、サプライチェーン全体**で付加価値向上を目指す旨を明確化。

2. 中小受託事業者の利益保護に繋がるよう、「中小受託取引適正化法」の改正の反映や、取引における留意事項の追記

取適法運用基準（通達）に記載の**不適切な取引事例は行わないことや、手形払いの禁止**、サプライチェーン全体での**支払手段の適正化**に努める旨を追記。

また、「契約後に不当な**やり直し・受領拒否が生じないよう**発注内容を明確化」「**発注量が**予定より合理的理由なく**大きな乖離**が生じる場合の、**発注者からの自主的協議**」を促す旨を規定。

3. 振興事業計画の活用促進

複数の取引段階（例：Tier 1 → 2 → 3）の事業者による振興事業計画が、支援対象に追加されたことを踏まえ、本計画の活用を促す旨を新たに規定。

4. 振興基準を活用しやすく整理（例：「交渉」に関する規定の集約など）

価格交渉、転嫁を求める立場の**中小受託事業者が活用しやすいよう**、交渉、転嫁に関するルールを集約するなど**構成を整理**。中小企業が、本基準を**交渉等で活用すべき旨**も明記。

5. 「下請」等用語の改正

「親事業者」→ 「委託事業者」、「下請事業者」→ 「中小受託事業者」 等

改正「振興基準」の規程の整理（項目は法律列挙順）

第1 中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

- 1 中小受託事業者の努力
- 2 委託事業者の努力

第2 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項

- 1 基本契約の締結（旧第8）
- 2 契約条件の明確化及び書面等の交付
- 3 発注の事務の円滑化等
- 4 発注分野の明確化
- 5 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化
- 6 発注の安定化、リードタイムの確保等
- 7 納期及び納入頻度の適正化等
- 8 設計図、仕様書等の明確化による発注内容の明確化
- 9 取引停止の予告
- 10 知的財産の保護及び取引の適正化（旧第8）
- 11 取引の適正化のための体制整備（旧第7）

第3 中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

- 1 中小受託事業者に対する威圧的交渉の禁止（旧第7）
- 2 対価の決定の方法の改善
- 3 代金の支払方法の改善
- 4 納品の検査の方法の改善
- 5 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善
- 6 金型、樹脂型、木型等の型又は治具に係る取引条件の改善
- 7 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

第5 中小受託事業者の連携の推進に関する事項

- 1 振興事業計画（新規追加）
- 2 特定連携事業

第6 中小受託事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

- 1 一般的留意事項
- 2 自然災害等への対応に係る留意事項
- 3 事業承継に向けた取組（旧第3）

第7 受託取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

- 1 受託取引の紛争に関する協議及び紛争解決のあっせん
- 2 受託取引に係る紛争の未然防止の体制整備

第8 受託取引の機会の創出の促進その他受託中小企業の振興のため必要な事項

- 1 業種別ガイドライン及び自主行動計画
- 2 パートナーシップ構築宣言
- 3 計算書類等の信頼性確保
- 4 報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の円滑化
- 5 支援施策の活用
- 6 受託取引の機会の創出の促進

改正「振興基準」 （大項目の順番も活用局面に即して整理したもの）

I 生産性の向上及び製品の改善等（第1）

中小受託事業者の努力、委託事業者の努力

II 発注分野の明確化・発注方法の改善（第2）

基本契約の締結、契約条件の明確化・書面等の交付、発注事務手続の円滑化、発注分野の明確化、長期発注計画の提示・発注契約の長期化、発注の安定化、リードタイムの確保、納期・納入頻度の適正化、発注内容の明確化、取引停止の予告、知的財産の保護

III 対価の決定の方法など取引条件の改善（第4）

威圧的交渉の禁止、対価決定方法・代金支払方法・納品検査方法等の改善、金型等に係る取引条件の改善、働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

IV 設備の導入、技術の向上等（第3）

V 自主的な事業の運営の推進（第6）

自然災害対応、事業承継

VI その他受託中小企業の振興のため必要な事項（第8）

業種別ガイドライン・自主行動計画、パートナーシップ構築宣言、債権譲渡円滑化、支援施策活用

VII 中小受託事業者の連携の推進（第5）

振興事業計画、特定連携事業

VIII 受託取引に係る紛争の解決の促進（第7）

参考

本基準は、**受託中小企業振興法**（昭和45年法律第145号。以下「法」という。）**第3条第1項の規定に基づき、経済産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者が「よるべき一般的な基準」である。**

本基準の目的は、受託取引における中小受託事業者の事業運営の方向性、委託事業者が行う発注の在り方等を示し、受託中小企業の振興を図ろうとするものである。

中小受託事業者の事業活動は、委託事業者の取引方針、発注の在り方に大きな影響を受けるものであり、まず何よりも、委託事業者と中小受託事業者の取引の公正と、これを通じた中小受託事業者の価値向上への意欲の確保と適正な利益の確保が図られなければならない。その上で、委託事業者と中小受託事業者の相互理解と信頼によって、**双方が適正な利益を得て、サプライチェーンの深い層の受託中小企業を含む、サプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、共存共栄・互恵的な取引関係の構築を促す必要がある。**

このため、委託事業者は、**直接の取引先の中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者も含めて、その提供する製品・サービス等の価値や潜在力を、長期的、かつ、広範な視野から捉え、共存共栄を図っていくべきである。更に、需要者（顧客）も含めたサプライチェーン全体での適正取引が実現するよう、直接の取引関係にある委託事業者と中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者等を含めた、複数の取引段階にある事業者間で協力した取組が望まれる。**

中小受託事業者は、自らが提供する付加価値について正当な評価を受け、適正な利益を得るために、委託事業者に対し、発注内容・契約条件の明確化、発注・対価の決定方法の改善を求めて協議・交渉を申し入れるなど、**法の適用対象が広いことも有効活用し、個別の取引において本基準の内容・考え方を積極的に活用することが望まれる。**また、脱炭素化、電子受発注の導入を始めとする情報化等の自助努力を行うべきである。

本基準は、中小受託事業者又は委託事業者の事業を所管する省庁（以下「事業所管省庁」という。）の担当大臣その他関係行政機関の長が、法の目的を達成するために行う指導、助言及び勧奨の根拠となる考え方を示すとともに、事業所管省庁が業種別に策定する「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下「業種別ガイドライン」という。）の策定又は改定に当たり参照されるものである。また、本基準は、事業者団体等による「自主行動計画」の策定又は改定に当たり主要な要素の一つとして参照されるものである。更に、委託事業者及び中小受託事業者の望ましい取引慣行の遵守等を事業者の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」のひな形の作成又は改定に当たり参照されることが期待される。

第1 中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

2 委託事業者の努力

委託事業者は、中小受託事業者が働き方改革、生産性の向上等に取り組むことができるよう配慮して、中小受託事業者の要請に応じ、中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上並びに経営管理及び人事・労務管理の改善に際し、助言、研修、従業員の派遣等の協力を行うほか、中小受託事業者に対する発注条件、取引条件等を設定するよう努めるものとする。また、中小受託事業者の脱炭素化、情報化等を支援し、他の事業者と既存の取引関係、系列、企業規模等を超えた連携を進めること等により、サプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現に努めるものとする。その際、脱炭素化に伴うコストは、サプライチェーン全体で負担し、中小受託事業者のみに負担が寄せられないように配慮する。

第2 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項

2 契約条件の明確化及び書面等の交付

委託事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、中小受託事業者と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、付随費用（型、治具等の費用、運送費、保管費等をいう。）、支払手段、支払期日、仕様変更時の追加料金・算定方法等の契約条件について、書面等（電子メールその他の電磁的記録を含む。以下同じ。）による明示及びその交付を徹底する。

6 発注の安定化、リードタイムの確保等

(4) 委託事業者は、発注予定数量を中小受託事業者に提示し、その後、合理的理由なく発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合には **であって、下請事業者から要請があったときは、**その費用負担の軽減に配慮しつつ、中小受託事業者と十分に協議を行い、余剰となる製品在庫及び残材の買取りを行い、並びに労務費、外注費その他の諸経費の増加分を支払う等の措置を講ずるものとする。

8 設計図、仕様書等の明確化による発注内容の明確化

(1) 委託事業者は、**契約後に**不当なやり直し**や受領拒否**が生じないよう、発注に際して中小受託事業者に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確にするものとする。

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

2 対価の決定の方法の改善

(2) 委託事業者及び中小受託事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。委託事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。また、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。

その際、一方的な業界慣行に基づく対価の決定や従前の対価からの減額を行ってはならないほか、委託事業者は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律に関する運用基準（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「取適法運用基準」という。）に違反行為事例として掲げられている違反行為を行わないことを徹底する。

3 代金の支払方法の改善

(2) 代金の支払は、取適法上、手形による支払が禁止されていることに鑑み、できる限り現金によるものとする。少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。

4 納品の検査の方法の改善

(2) 委託事業者は、(1)の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、納品後、速やかに納品の検査に係る目的物等の検査を行うものとする。なお、検査の実施にかかわらず当該目的物を自己の支配下に置いた日を受領日とする。

第5 中小受託事業者の連携の推進に関する事項

1 振興事業計画

委託事業者、中小受託事業者及び当該中小受託事業者の中小受託事業者等は、中小受託事業者の技術の向上、生産性の向上、製品の改善等によって更なる取引先への価格転嫁を含めたサプライチェーン全体での共存共栄を図るものとし、その際、**法第5条第1項の振興事業計画の活用も検討するよう努めるものとする**。また、振興事業計画を作成するに当たっては、以下の内容を満たすものとする。

(1) 振興事業計画の目標

中小受託事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に関する事業であること。

(2) 振興事業の実施時期

振興事業の実施時期は、原則として1年以上3年以内とすること。

(3) 振興事業に必要な資金の額及び調達方法

株式会社日本政策金融公庫からの借入れ又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度化事業に係る資金の借入れを行う場合にはその旨及び金額を記載すること。

「振興基準」の最近の改正

価格転嫁を促進するため、以下を追記。⇒ 2024年**3月25日より施行**。

- ①適切な取引対価の決定にあたって**「労務費の指針」に沿った行動を適切に取る**
- ②**原材料費やエネルギーコスト**の高騰があった場合には、**適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す**ものとする

- **下請法における「買ったたきの運用基準」の改正**（2024年5月）、「**約束手形等の指導基準**」の見直し（2024年11月）を踏まえ、以下を改正 ⇒ 2024年**11月1日より施行**。

1. 「買ったたきの解釈」明確化

①**コストの著しい上昇分**が公表資料から把握可能である場合において、②**据え置かれている対価**について、下請代金法の運用基準と同様に振興基準においても**「買ったたき」と取り扱うよう解釈を明確化**。

2. 手形の支払サイト60日の徹底

手形（電子記録債権、一括決済方式を含む）の支払いサイトについては、60日以内とすることを徹底。
（※ 従前の規定では「60日以内とすることを努めるものとする」）

受託中小企業振興法（令和8年1月1日施行）

（振興基準）

第3条 経済産業大臣は、受託中小企業の振興を図るため**中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準**(以下「振興基準」という。)を定めなければならない。

2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
- 二 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項
- 三 中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項
- 四 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
- 五 中小受託事業者の連携の推進に関する事項
- 六 中小受託事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項
- 七 受託取引に係る紛争の解決の促進に関する事項
- 八 受託取引の機会の創出の促進その他受託中小企業の振興のため必要な事項

受託中小企業振興法（令和8年1月1日施行）

（指導等）

第4条 **主務大臣は**、受託中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、中小受託事業者又は委託事業者に対し、**振興基準に定める事項について、指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨するものとする。**

（主務大臣等）

第28条

3 経済産業大臣は、振興基準を定めようとするときは、中小受託事業者及び委託事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、**中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。**

現行「振興基準」の概要

第1. 下請事業者の生産性向上及び製品等の品質の改善

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。

第2. 発注分野の明確化及び発注方法の改善

- 下請事業者に対して、設計図や仕様書等の内容を明確にした上で発注を行う。
- 発注内容が曖昧な契約とならないよう、契約条件について書面等による明示、交付を徹底する。

第3 2. 情報化への積極的対応

- 下請事業者は、情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善、中小企業共通EDIなどによる電子受発注、電子的な決済等を行うよう努める。

第4 1. 対価の決定方法の改善

- 取引対価は、合理的な算定方法に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者の賃上げ等、労働条件の改善が進むよう十分協議して決定する。
- 価格交渉促進月間等の機会を捉え、年1回以上の協議を行う。コストが上昇した場合等において、下請事業者から申出があったときは遅滞なく協議に応じる。
- 長期にわたる取引では、前払い比率及び期中払い比率を高めるよう努める。

第4 4. 下請代金の支払方法改善

- 下請代金の支払いは、可能な限り現金で行う。
- 現金化にかかる割引料等のコストを下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議して決定する。
- 手形等の支払いは60日以内とすることを徹底する。

第4 5. 型又は治具に係る取引条件改善

- 型製作相当費の一括払いや前払いに努める。
- 不要な型を廃棄し、廃番となったものは、下請事業者に廃棄指示を行う。

第4 6. 「働き方改革」への対応

- 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。
- やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担する。

第7 3. 威圧的交渉の禁止

- 親事業者は、下請事業者に対し、取引価格に関する協議等を行うに当たって、下請事業者に精神的又は身体的な威圧を加える等、不当な取扱いをしない。

第8 5. 知的財産の取扱い

- 下請事業者は、自らが権利を有する知的財産について、知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努める。
- 親事業者は、下請事業者に損失を与えることのないよう十分に配慮して、契約上知り得た下請事業者の知的財産権等を取り扱う。

第8 6. フリーランスとの取引

- 親事業者は、フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(令和3年3月26日)」を踏まえた適切な取引を行う。

第8 7. 業種別ガイドライン、自主行動計画の策定・遵守

- 親事業者及び下請事業者は、事業所管省庁が策定した業種別ガイドラインを遵守するよう努める。
- 事業者団体等は、「自主行動計画」を策定し、フォローアップの結果を踏まえて定期的に改定するよう努める。

第8 8. パートナースhip構築宣言の実施

- 親事業者は、パートナースhip構築宣言を行い、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努める。